

農·畜·水産物、パーム油調達コード(案) 説明資料

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 企画局 持続可能性部

2022年10月5日

食品関連調達コードに関するこれまでのご意見 【共通】



- いくつか違ったレベルの基準を作ることは、ある程度考え得る。ミラノ万博、ドバイ万博の例などを見ながら、どのような工夫ができるのか検討の 余地がある。
- デュー・ディリジェンス開示については、大規模事業者と中小企業で違いがあり、そこにメリハリをつけることは考えられる。ダブルスタンダードよりは、 こういう報告や確認の違いを設けるというような観点もある。
- 大阪万博は公的な位置付けでありイベントが成功するだけではなく、いかに社会を変えてSDGsの達成につなげていくかという大きなストーリーが重要。調達基準は一定の判定であるが、グレーゾーンをより継続的に高めるような仕組みが必要。例えば、パーム油でIP・SGだけを義務化すると無理があるかもしれないので、事業者に調達状況を開示してもらうことや、どれぐらい率が上がってきたかを継続的にモニタリングすること等、情報開示を通じて透明性を上げていく取り組みも組み合わせてはどうか。最低限は決めるにしろ、ある程度ストレッチしたゴールも同時に提示して、いかにそこにもっていくか工夫をしないと、一過性のもので終わってしまう。
- 基準に到達するために企業が努力し、且つ協会もきちんとモニタリングをして、将来に向けて改善することや、新たな方向性に繋がることが重要。その基準を決めるだけでなく、その後のプロセス、いい回転のサイクルを回していくことが重要。チェックリストもオリパラでは1年以内保管し、組織委員会が求めるときだけ公開することになっておりもったいなかった。企業が努力しているところが、きちんと日の目が見えるような仕組みづくりも共に必要。
- 全ての調達基準で、環境面よりも労働・人権の部分にもっと手立てが必要。例えばパーム油でもISPO、MSPOの国としての労働の基準法が弱い中で、他と同じように扱っていいのか。特に、環境面に比べて人権・労働の部分は、どの認証を認める、認めないにしても、特に重点的にみていく必要がある。
- アニマルウェルフェアや水産物の扱いにおいて国際水準を目指していくべき。
- 目標設定を行うことで、そこに向かって頑張る機運が生まれる。また、終了後に分析も可能となる。
- 万博サステナビリティを考えた時に、議論に関してももっと広報を工夫すべき。

食品関連調達コードに関するこれまでのご意見【個別基準】



- 農産物では、外国人労働者問題が国内外で多く、大きい課題であり、人権・環境がともに重要。国際人権、森林破壊等の基準も、もう少し明確にした方が良い。
- 畜産物では、飼養管理指針は日本語版しかなく国際的なスタンダードと言えるか。これをベースにすることはありえるが、海外の国際基準にも 適応していることをベースにした方が良い。指針に適合する認証は、GAP以外にも東京オリパラでは広く取られているため、GAPで充分なのか、 追加的な検討が必要かを再検討してもらいたい。
- 水産物では、日本の水産物管理自体も東京オリパラに比べていろいろ進んでいる。一方、例えば養殖のラベルAELは課題があり、そのまま維持していいのか。
- パーム油では、認証自体や取得しているだけでもどうか等、非常に多くの懸念がある。認証だけではなく、調達する各企業の取り組み、人権や環境に関するデューデリジェンス、取組等プラスアルファの部分も重要。

食品関連調達コード策定に向けた主な論点



● 共通

- ・2つの基準(最低限の基準、推奨基準)の考え方、及び基準の数値化
- ・東京2020大会で認められた認証等の大阪・関西万博での取扱い
- ・持続可能な調達に関する大阪・関西万博以降の社会への広がりに向けた取組
- ・労働、人権に関する記載および手立て

● 農産物

・認証品(GAP)のみを調達基準とした場合の調達可能性に関する懸念への対応

● 畜産物

・持続可能な調達への対応(環境負荷軽減、アニマルウェルフェア等)

● 水産物

・持続可能な調達への対応(絶滅危惧種への対応)

● パーム油

・認証品(RSPO等)のみを調達基準とした場合の調達可能性に関する懸念への対応

これまでの議論等を踏まえた「食品関連調達コード策定に関する考え方」(案)



●基本的な考え方

- ・東京2020大会の調達コード(要件、それを満たす認証等)を基本としつつ、それ以降の変化や万博というイベントの特性も 踏まえて、「全事業者が守るべき最低限の基準」と「全事業者が目指すべき推奨基準」の2つの基準を策定してはどうか。 調達可能性も考慮した上で、それぞれ可能な限り定量的な基準にしてはどうか。
- ・また、 推奨基準については、 **積極的に取組を行う事業者を後押しする推進策**を設けてはどうか。

●最低限の基準

- ・東京2020大会以降、**持続可能な食料生産(環境および労働安全や人権、アニマルウェルフェアへの配慮、絶滅危惧 種の扱い等**)に対する関心が高まってきており、万博の特性を踏まえた上で含めてはどうか。
- ・万博は**期間が長く調達量も多い**ことから**調達可能性も考慮**してはどうか。また、催事等において**短期に扱われるもの**が想定 されるが、運用における現実性や社会への影響度から食品関連調達コードの**対象外**としてはどうか。
- ・東京2020大会同様に全事業者に調達結果の保管を義務付けるともに、**調達量が多い事業者には報告を求め、会期終了後に**博覧会協会が直接調達した結果と合わせて**公表することとしてはどうか**。

●推奨基準

・大阪・関西万博における調達の考え方が、今後社会に広く浸透していくことを期待し、推奨基準に向けた取組を宣言した事業者が内容や取組状況を自主的に公表することとしてはどうか。また、博覧会協会が特筆すべき取組を行った事業者を表彰することとしてはどうか。

【参考】食品関連(農・畜・水産物、パーム油)調達基準 過去イベント比較



7/19 第4回調達WG資料を一部加工

ミラノ万博2015	ドバイ万博2020	東京2020大会
グリーン調達ガイドライン(GP)	サプライヤー行動規範、 持続可能なオペレーションに関 するExpo 2020 RISE ガイドライン	持続可能性に配慮した調達コード (第3版)
食品·飲料	食品·飲料	農産物、畜産物、水産物、パーム油
ミラノ万博参加者が自主的に取り組むための基準を示したもの。	ドバイ万博に提供される製品及びサービスのサプライヤー の必要要件を示したもの。	組織委員会が調達する物品・サービス、ライセンス商品(パートナー企業から調達するものを含む)の基準を定めたもの。
 ● キークライテリア (重要検討事項) 原材料のうち、一定の割合をオーガニックとする。 ● リーディングクライテリア (ベストプラクティス) オーガニック以外はUNI 11233:2009 (統合生) 	 必須要件(Control) ・UAEからの調達15%以上、GCC外からの調達80%未満。 ・果実、野菜、乳製品、肉、魚の25%以上を認定されたオーガニック認証品にする。 ※いずれもエスニック食品に例外あり 	 ■ 基準 ・農・畜・水産物、パーム油に関して、 それぞれ詳細に策定。それらを満たすものとして認証等。 ● 推奨 ・農・畜産物、パーム油に関して、
産基準)やEU589/2008(放し飼いで飼育された鶏の卵)に準拠	 ● 推奨事項 (Guide) ・パーム油を含む製品の使用を避ける。使用する場合はRSPO認証取得品とする。 ・大豆を含む製品の使用を避ける。使用する場合はRTRS認証取得品とする。 	・例えば、農産物では、有機農業物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物では、伝統的な農業を営む地域で生産された農産が、伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

大阪・関西万博における農産物調達コード 最低限の基準 (案)



赤字:主な相違点

大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む) 東京2020大会(一部要約) ● 組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物の生鮮食品※1及び農産物を主 ● 博覧会協会、ライセンシー、パビリオン運営主体者等が提供する飲食サービスに使用される農 産物の牛鮮食品※1及び農産物を主要な原材料とする加工食品。但し、催事等において短 対象 要な原材料とする加工食品 期的に調達するものや、必要量の供給確実性等で認証品等の確保が困難な場合は除く ● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを最大限調達することとし、加工品は、本調達基準を ● 牛鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加丁品は、本調達基準を満たす 遵守事項 満たすものを可能な限り優先的に調達すること ものを可能な限り優先的に調達すること ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な 措置が講じられていること 措置が講じられていること ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、 ② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、 日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること 日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること 要件 ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の牛産に当たり、日本の関係法令等に照らして ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして 適切な措置が講じられていること 適切な措置が講じられていること ④ 作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして 適切な措置が講じられていること ● ASIAGAP または GLOBALG,A.P.の認証を受けて生産されたもの ● ASIAGAP または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産されたもの ● 博覧会協会が認める認証スキームによる認証※2を受けて生産されたもの ● 組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産されたもの 要件を満 ● 農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され都道府県 ● 農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠 たすもの 等公的機関等の確認を受けたもの したGAPに基づき生産され都道府県等公的機関による第三者の確認を受けたもの ● 上記認証・確認を受けた農産物の調達が困難な場合は、要件②環境面の配慮が優れている ● 海外産の農産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの ものとして、みどりの食料システム法※3における環境負荷低減事業活動実施計画認定制度 取組によるもの等、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、ト 上記調達 等、自治体の認証を受けて生産されたものを最大限調達すること レーサビリティが確保されているものを優先すべき が困難な ● 海外産の農産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取 場合 組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレー サビリティが確保されているものを優先すべき ● 農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化へ ● 国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室 留意点等 の貢献度を考慮すべき※4 効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先すべき 調達結果 ● 1年間。博覧会協会が求める場合は提出しなければならない。また、調達量が多い事業者に ● 1 年間。組織委員会が求める場合は提出しなければならない

- ※1:食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの:農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆 類、野菜、果実、その他の農産食品 (収穫後調整、 選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。)、きのこ類、山菜 類及びたけのこが含まれる
- ※2:東京2020大会で認められた認証スキームおよびそれに準ずるもの等 ※3:環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
- ※4:大阪・関西万博の調達コードにおいて策定済の木材、紙の記載と同様(他の個別基準も同様)

は報告を求める

保管義務等

【参考】みどりの食料システム法における環境負荷低減事業活動実施計画認定制度 🕻



みどりの食料システム法*のポイント

環境と調和のとれた食料システムの確立のための 晁境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保 制度の趣旨

みどりの食料システムに関する基本理念

生産者、事業者、消費者等の連携

技術の開発・活用

円滑な食品流通の確保

関係者の役割の明確化

国・地方公共団体の青務(施策の策定・実施)

生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

関係者の理解の増進

技術開発・普及の促進

環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進

環境負荷低減の取組の見える化

等

基本方針(国)







基本計画(都道府県·市町村)









新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材

メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減:土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援(農業改良資金等の借還期間の延長(10年→12年)等)
- 行政手続のワンストップ化*(鳥朋転用許可主報、補助金等交付財産の目的外使用本認等)
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援(食品流通改善資金の特例)
- 行政手続のワンストップ化 (鼻地転用許可手線、補助金等交付財産の目的外使用承認)
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進(新品種の出願料等の減免)

*モデル地区に対する支援措置

- ・ 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置
- 持続農業法の取組も包含(同法は廃止し経過措置により段階的に新制度に移行)

2

※出典:農林水産省

【参考】みどりの食料システム法における環境負荷低減事業活動実施計画認定制度 📞



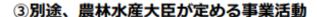
環境負荷低減事業活動の認定の考え方

□ 環境負荷低減事業活動とは…(法第2条第4項)

【<u>法律上の</u>定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う**農林漁業の持続性の確保に資するよう**、 **農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る**ために行う次に掲げる**事業活動**

〈基本方針第二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項〉

- (1)農林漁業者(又はこれらの者の組織する団体)が行う事業活動であること
- (2)以下のいずれかに掲げる事業活動であること
- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動
 - 有機農業の取組を含みます。
- ②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
 - ▶ 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省工ネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。(いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。)



【告示案】

- 水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用削減
- 環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用削減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動

※いずれの事業活動も、認定を行うためには基本計画に当該活動を推進する旨が記載されている必要があります。

(3)農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する 生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。



堆肥の施用による土づく



燃油使用量の低減に資する 施設園芸用ヒートポンプ

8

※出典:農林水産省

大阪・関西万博における農産物調達コード 推奨基準 (案)



赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む)	東京2020大会(一部要約)
内容	最低限の基準に加え、以下の農産物を合わせて1%以上(重量比)調達すること ● 有機農業により生産された農産物(有機JAS、有機農業の推進に関する法律で規程された農業生産方法を用いて生産された農産物) ● 障がい者が主体的に携わって生産された農産物(都道府県が確認したもの、ノウフクJAS) ● 世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物(地方公共団体が確認したもの)	基準に加え、以下のもの 有機農業により生産された農産物(有機JAS、有機農業の推進に関する法律で規程された農業生産方法を用いて生産された農産物)障がい者が主体的に携わって生産された農産物(都道府県が確認したもの、ノウフJAS)世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物(地方公共団体が確認したもの)
推進策	上記の推奨基準の取組を行うことを宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を自主的に公表する博覧会協会は、特筆すべき取組を行ったと認める事業者を表彰する	_

【参考】東京2020大会で認められた農産物に関する認証



●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容(例)	GGAP	JGAP	AGAP
食品安全	農薬使用方法の遵守と記録、水源の安全性確認、作業者の衛生、収 穫・調整・選別時の適切な対策	0	0	0
環境保全	省工ネ·GHG削減、資源循環·廃棄物削減、化学物質汚染防止、生物 多様性保全	0	0	0
労働安全	労働基準の遵守・尊重(長時間労働、強制労働、児童労働の禁止、 労働安全衛生の確保、賃金、結社の自由、団体交渉権等)、雇用及 び職業における差別の禁止、外国人・移住労働者への配慮	〇(一部追加的な推奨事項 を含む)	0	0
人権保護※	人権基準の遵守・尊重、差別・ハラスメントの禁止、先住民及び地域住 民等の権利侵害の禁止、障がい者・児童・社会的少数者の権利の尊重	○ (一部追加的な推奨事項 を含む)	〇(先住民等一部該当しないもの もある。基本的には国の法規制に準 拠すること)	〇(先住民等一部該当しないもの もある。基本的には国の法規制に 準拠すること)

●他、組織委員会により認められた主な認証等

※大阪・関西万博では要件化する予定

名称	スキームオーナー	対象品目
有機JAS認証の審査項目に加えてGAPガイドラインの差分項目 を確認する方法	農林水産省	野菜、米、麦、果樹、茶、その他の作物(食用)、きのこ
一次生産のSQF食品安全コード(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の調達基準に準拠するための補遺を含む)	Food Marketing Institute	SQF 食品セクター分類(FSC) 3 (生鮮品とナッツ類の栽培と生産)により生産される農産物 SQF 食品セクター分類(FSC) 5 (粗放的ブロードエーカー農業の操業)により生産される農産物
U.S. SOYBEAN SUSTAINABILITY ASSUARANCE PROTOCOL		米国産大豆及び米国産大豆を原料として製造された大豆製品(大豆油、大豆粕、大豆蛋白、大豆粉、豆乳、豆腐、納豆、味噌、しょう油、凍り豆腐、大豆スナックなど)
国際フェアトレード認証 Fairtrade Certification	Fairtrade Labelling Organizations International e.V	コーヒー、茶、カカオ、果物、果汁、香辛料、ごま、砂糖、ワイン
レインフォレスト・アライアンス認証	レインフォレスト・アフイアンス イング	ココア、紅茶、コーヒー(アラビカ&ロブスタ)、バナナ、オレンジ、パイナップルなど、該当する法律や国際協定や条約によって宣言された違法製品とオイルパームを除くすべての(主に熱帯で収穫される)作物
責任ある大豆に関する円卓会議(RTRS)認証	責任ある大豆に関する円卓会議協会 (RTRS)	大豆
パイナップル、マンゴー、ドラゴンフルーツの適正農業規範 (TGAP2020PLUS	台湾 行政院農業委員会	パイナップル、マンゴー、ドラゴンフルーツ
バナナの適正農業規範(TGAP)2020PLUS	台湾 行政院農業委員会	バナナ

【参考】東京2020大会で認められた農産物に関する主な認証の取得状況



●個別調達基準に記載された認証

名称	国内認証等数	国内全農場営体数※3	比率	備考
AGAP、 JGAP	1,953 ^{× 1}	975,100	1%未満	
都道府県GAP	21,281**2	975,100	約2%	万博会場の近隣である 近畿の府県 0 件※2

※1:AGAP、JGAPの国内認証数は、日本GAP協会公表「ASIAGAP/JGAP認証数および認証農場数の推移データ(2022年3月末時点)」より農産物のみ抜粋 内訳は、青果物1,031、穀物342、茶585

※2:都道府県GAPの国内取組確認数は、農水省公表「都道府県GAP取組確認状況(2022年3月末時点速報値)」より https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g summary/attach/pdf/index-3.pdf

※3:国内全農場経営体数は、農水省公表「令和4年農業構造動態調査結果」より(2022年2月1日時点) 農林水産基本データ集:農林水産省(maff.go.jp)

大阪・関西万博における畜産物調達コード 最低限の基準 (案)



相違点	U	EXPO2

	大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む)	東京2020大会(一部要約)
対象	● 博覧会協会、ライセンシー、パビリオン運営主体者等が提供する飲食サービスに使用される畜産物の生鮮食品※1及び畜産物を主要な原材料とする加工食品。但し、催事等において短期的に調達するものや、必要量の供給確実性等で認証品等の確保が困難な場合は除く	● 組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物の生鮮食品*1及び畜産物を主要な原材料とする加工食品
遵守事項	● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること	● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること
要件	 ① 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ② 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ③ 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ④ 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した国が新たに示す「畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針」に記載される【実施が推奨される事項】**2について適切な措置が講じられていること 	 ① 食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ② 環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ③ 作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること ④ 快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること
要件を満たすもの	JGAPまたはGLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物博覧会協会が認める認証スキーム^{※3}による認証を受けた畜産物	● JGAPまたはGLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物● 組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けた畜産物● 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けている畜産物
上記調達 が困難な 場合	● 海外産の畜産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき	● 海外産の畜産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき
留意点等	● 畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への 貢献度を考慮すべき	■ 国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先すべき
調達結果 保管義務等	● 1年間。博覧会協会が求める場合は提出しなければならない。また、調達量が多い事業者には 報告を求める	● 1 年間。組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない
※1.合!	3.表示法に基づく今只表示基準において、生鮮今只として別表第二に掲げられた玄彦物に該当するもの・玄彦(物の大戦令中には食肉、乳、食用食物、その他の玄彦食中(単に切断、薄切り笠にたちの

- ※1:食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの:畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの 並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。) が含まれる。
- ※2:R4年度内に策定予定。(概要および記載例は次頁以降参照)
- ※3:東京2020大会で認められた認証スキームおよびそれに準ずるもの等

【参考】現在策定中の飼養管理指針について



アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、OIEコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的に実施が推奨される事項(desirable 等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。



新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、OIEコード(採卵鶏はその案)に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、OIEコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的に実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨 される事項」の達成目標年次を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコン プライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

出典:農林水産省

【参考】飼養管理指針における実施が推奨される事項(国のパブコメ原案より抜粋)



種別	事項
牛	• 管理者及び飼育者は、牛の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な技術及び知識を身につけるための適切な経験又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識を習得する。
	• 快適性及び社会化のための適切な空間を全ての牛に提供する。
	 牛を繋ぐ場合には、最低限、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、邪魔されることなく身繕いができるようにする。 繋ぎ飼い方式では、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。 放し飼い方式では、飼養密度が高い場合や、新たに牛群を編成した場合等には、牛同志の闘争・競合が多いことから、牛の損傷がないか観察する。
	• 断尾は、牛が害虫を追い払うことができなくなり、牛がストレスを感じることから実施しない。
豚	 ストールで飼養する場合には、ストールの壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立でき、ストールの両端に同時に触れることなく起立できるようにするとともに、横臥する際に隣の豚を邪魔したり他の豚を損傷させたりしないよう、適切な大きさのストールを用いる。 群飼方式では、全ての豚が同時に横臥でき、立ち上がって自由に動くことができ、飼料や水を摂取することができ、休息場所と排せつ場所を分離し、攻撃的な豚を避けられるよう、十分な空間を確保する。
採卵鶏	ケージ方式では、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整できる飼養密度になるよう収容する。平飼い方式では、闘争行動を防止するために、飼養される鶏の種類等を考慮した飼養密度の調整等を行う。

出典:農林水産省 14

大阪・関西万博における畜産物調達コード 推奨基準 (案)

osaka, kansai, japan EXPO2025

赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む)	東京2020大会(一部要約)
内容	最低限の基準に加え、以下の審産物を合わせて1%以上(重量比)調達すること ● 持続的な畜産物生産に資する取組を実践して生産された畜産物*1 ・有機畜産により生産された畜産物 ・農場HACCPの下で生産された畜産物 ・エコフィードを用いて生産された畜産物 ・放牧畜産実践農場で生産された畜産物 ・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物 ・温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物 ・強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物 ・国産飼料で生産された畜産物 ・国産飼料で生産された畜産物 ● 博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証を受けた畜産物	 基準に加え以下のもの 有機畜産により生産された畜産物 農場 HACCPの下で生産された畜産物 エコフィードを用いて生産された畜産物 放牧畜産実践農場で生産された畜産物 障がい者が主体的に携わって生産された畜産物
推進策	● 上記の取組を宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を自主的に公表する● 博覧会協会は、特筆すべき取り組みを行ったと認める事業者を会期中に表彰する	_

※1:農林水産省 持続的な畜産物生産の在り方検討会中間とりまとめ (令和3年6月)において持続的な畜産物生産に資する取組を実践して生産された畜産物(URL)

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/attach/pdf/zizoku-28.pdf

【参考】「持続的な畜産物生産の在り方検討会」について(1/2)



持続的な畜産物生産の在り方について① 持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

検討の背景

- 我が国の酪農・畜産は、狭く山がちな国土条件の下、アジアモンスーン地域での気候に応じた生産を行い、人が食用利用できない資源を食料に変え、飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを形成しながら、農村地域の維持・発展や我が国のバランスの取れた食生活にも貢献してきた産業である。
- 近年では、農林水産分野における環境負荷軽減の取組が加速しており、「みどりの食料システム戦略」が策定されたが、 我が国の温室効果ガス排出量の1%を占める酪農・畜産でも温室効果ガス排出削減の取組が求められている。
- また、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却や、発生量に地域差がある家畜排せつ物の循環システムの適正化を 図る必要がある。
- 畜産業を今後とも持続的に営んでいくための生産・流通・消費の取組を示し、生産者や消費者の理解を得る必要がある。

みどりの食料システム戦略

~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~

- 2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発
- 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、 「政策手法のグリーン化」を推進し、その**社会実装を実現**

【畜産分野の具体的取組(例)】

- 耐暑性・耐湿性の高い飼料作物品種の開発
- ・牛のげっぷ等由来の温室効果ガスを抑制する飼料の開発 等

持続的な畜産物生産の在り方

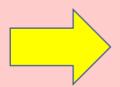
● 今後我が国で持続的な畜産物生産を行うための各種課題を示した上で、みどりの食料システム戦略に位置づけた技術開発を 含め、各段階においてそれらの課題に対応するために行うべき 取組を提示

みどりの食料システム戦略を踏まえ、既存の現場の取組も含め て畜産分野において今後行うべき取組を再整理したもの

課題と取組

持続的な畜産物生産を図っていくための課題

- 畜産に起因する環境負荷地球温暖化、水質汚濁、悪臭等
- **高齢化等に起因した畜産経営の労働力不足** 高齢化、規模拡大 等
- 輸入飼料への過度な依存 価格変動、需給変動、窒素・リンの過多、 気候変動や世界的な人口増加による供給不安 等等



課題解決に向けた取組

- 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開 (家畜改良、飼料給与、飼養管理、家畜衛生・防疫)
- 2. 耕種農家の二一ズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大
- 3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進
- 4. 有機畜産の取組
- 5. その他畜産物生産の持続性に関する取組
- 6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

61

※出典:農林水産省 16

【参考】「持続的な畜産物生産の在り方検討会」について(2/2)



持続的な畜産物生産の在り方について② 持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

(1) 家畜改良

【生産】家畜改良増殖目標に掲げた**飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良**を引き続き推進

【研究】高い耐病性を有する家畜への改良

(2) 飼料給与

【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進

【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索

(3) 飼養管理

【生産】ICT機器や放牧(耕作放棄地含む)の更なる普及

【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発

(4) 家畜衛生・防疫

【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底

【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家の二一ズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・ 資源循環の拡大

【生産】水分調整等の適切な実施、**耕種農家のニーズを踏まえた** 高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の 輸出の検討

【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、**牛糞堆肥の**ペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

【生産】**水田**の汎用化の推進による**飼料作物等生産の加速化**、子実用とうもろこし等の**国産濃厚飼料生産の拡大**

【研究】耐暑性、耐湿性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進

【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

- 5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

【生産】農場HACCP、**薬剤耐性対策**、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進

【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

生産者の努力: SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実

践するとともに、取組の見える化を推進

消費者の理解醸成:畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性

にも配慮しながら徐々に進むものであること、 コスト増の取組は価格にも反映されることに

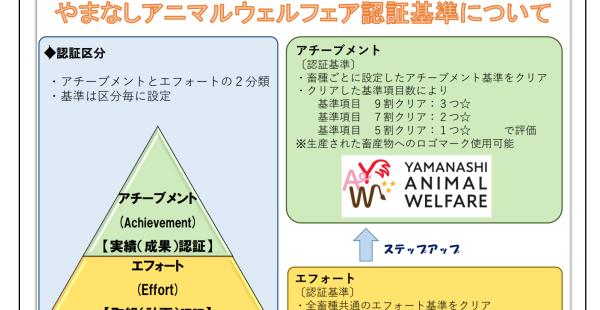
ついての理解醸成

52

※出典:農林水産省



- やまなしアニマルウェルフェア認証制度 【山梨県】
 - ・令和4年に全国の自治体で初めて策定された アニマルウェルフェアの認証制度



・取組宣言(計画の策定) ※畜産物へのロゴマーク使用不可

【取組(計画)認証】

※出典:山梨県HP

- ●「平飼い鶏卵」第三者認証制度 【(株)エコデザイン認証センター】
 - ・令和4年に国内で初めて策定された 日本の実情に即した平飼い鶏卵基準



※出典:(株)エコデザイン認証センター

【参考】東京2020大会で認められた畜産物に関する認証等



●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容(例)	JGAP(家畜)	GGAP	GAP取得チャレンジシステム (東京2020大会に伴い終了)
食品安全	動物用医薬品の適切な使用、安全な飼料の給与	0	0	0
環境保全	家畜排せつ物の適切な処理・利用促進	0	0	0
労働安全	適切な服装、保護具の着用、保管、機械・器具等の安全な使用・管理	0	〇(一部追加的な推奨事 項を含む)	0
動物福祉	快適な畜舎環境、清潔な飼料、水の確保	0	0	0

●他、組織委員会により認められた主な認証等

名称	スキームオーナー	対象品目
一次生産のSQF食品安全コード(東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会の調達基準に準拠するための補遺を含む)	Food Marketing Institute	肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚
LPA(家畜生産保証制度)	Integrity Systems Company	(豪州産の)牛肉
NFAS(全国肥育場認定制度)	AUS-MEAT Limited	オーストラリア産穀物肥育牛肉

【参考】東京2020大会で認められた畜産物に関する主な認証等の取得状況



名称	認証経営体数	全経営体数	比率
JGAP 全体 内)乳用牛 内)肉用牛(肥育牛) 内)豚 内)採卵鶏 内)肉用鶏	261 45 82 52 51 31	30,350 13,300 9,480 3,590 1,880 2,100	1%未満 1%未満 1%未満 約1% 約3% 約1%
GGAP	_	30,350	0%

農林水産省畜産振興課調べ

- ・認証経営体数は、令和4年9月8日現在。
- ・認証取得経営体にあっては、複数の畜種で取得している場合があるが、主な畜種にてカウントしている。
- ・各畜種の全国飼養頭羽数に対するJGAP認証取得経営体の飼養頭羽数の割合は、データを持ち合わせていないが、認証取得経営体は各畜種とも総じて飼養頭羽数の規模が大きいことから、認証経営体数の割合とは異なることに留意が必要。
- ・GGAP(GLOBALG,A.P.)については、令和4年7月末現在において認証取得している経営体は未確認。

名称	状況等
一次生産のSQF食品安全コード(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の調達基準に準拠するための補遺を含む)	東京2020大会に向け、時限的に主要食肉メーカー等が取得

大阪・関西万博における水産物調達コード 最低限の基準 (案)



赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約)	東京2020大会(一部要約)
対象	● 博覧会協会、ライセンシー、パビリオン運営主体者等が提供する飲食サービスに使用される水産物の生鮮食品*1及び水産物を主要な原材料とする加工食品。但し、催事等において短期的に調達するものや、必要量の供給確実性等で認証品等の確保が困難な場合は除く	● 組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物の生鮮食品※1及び水産物を主要な原材料とする加工食品
遵守事項	● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること	● 生鮮食品は、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工品は、本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること
要件	 ① 漁獲又は生産が、FAO(国際連合食糧農業機関)の「責任ある漁業のための行動規範」 や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること ② 天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態 系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること ③ 養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること 	 ① 漁獲又は生産が、FAO(国際連合食糧農業機関)の「責任ある漁業のための行動規範」 や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること ② 天然水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態 系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること ③ 養殖水産物にあっては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること
要件を満 たすもの	 ● MEL、MSC、AEL、ASCによる認証を受けた水産物 ● GSSIによる承認も参考にして、FAOのガイドライン注に準拠したものとして博覧会協会が認める水産エコラベル認証スキーム*2により認証を受けた水産物 ● 以下、いずれかに該当するもの (1) 漁業法に基づく資源管理*3であって、行政機関から認定されたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記④について別紙に従って確認されていること (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ上記④について別紙に従って確認されていること (3) 上記に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記①~④を満たすことが別紙に従って確認されていること 	 ● MEL、MSC、AEL、ASCによる認証を受けた水産物 ● 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けている水産物 ● GSSIによる承認も参考にして、FAOのガイドライン注に準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物 ● 以下、いずれかに該当するもの (1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記④について別紙に従って確認されていること (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ上記④について別紙に従って確認されていること (3) 上記に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記①~④を満たすことが別紙に従って確認されていること
※ 1 ・ 食5	- 3表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの。	・水産物の生鮮食品には角類、目類、水産動物、類、海産は乳動物類、海藻類が含まれる

- ※1:食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当ずるもの:水産物の生鮮食品には無類、貝類、水産動物類、海産は乳動物類、海藻類か含まれる (ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)
- ※2:原則、東京2020大会で認められた認証スキームおよびそれに準ずるもの
- ※3:現在の「資源管理計画」を2024年以降に改正漁漁法第124条に基づく「資源管理協定」に移行完了させる予定

大阪・関西万博における水産物調達コード 最低限の基準 (案)



赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約)	東京2020大会(一部要約)
上記調達が 困難な場合	● 海外産の水産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき	● 海外産の水産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき
留意点等	 水産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべき 絶滅危惧種※¹については、原則、加工品を含めて使用しないこととし、使用する場合には、MEL、MSC、ASC認証を受けたものとする 	■ 国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産水産物を優先すべき
調達結果 保管義務等	● 1年間。博覧会協会が求める場合は提出しなければならない。また、調達量が多い事業者 には報告を求める	● 1 年間。組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

※1:博覧会協会にてIUCN(国際自然保護連合)が作成する絶滅のおそれのある野生生物のリスト(The IUCN Red List of Threatened Species)のThreatenedカテゴリー(CR^{※2}:近絶滅、EN^{※3}:絶滅危惧種、VU^{※4}:危急種)を参考に別途策定。 対象となる可能性のあるマグロ、うなぎに関して以下例示。

【参考】マグロ、うなぎの使用に関する例

魚種	和名	絶滅危惧種 ^{※1}	MEL、MSC、ASC認証	使用可否
	~上~フだ ローノバイ	対象	無	不可
マグロ	ミナミマグロ、メバチ		有	可
490	クロマグロ、タイセイヨウクロマグロ、キハダ、ビンチョウ	対象外	無	可
			有	可
	ニホンウナギ、アメリカウナギ(ロストラータ種)、ヨーロッパウナギ、 ニュージーランドロングフィンウナギ	対象	無	不可
うなぎ			有	可
7/40	インドネシアウナギ(ビカーラ種)	対象外	無	可
			有	可

大阪・関西万博における水産物調達コード 最低限の基準 (案)

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO2025

赤字:主な相違点

大阪·関西万博(案)(一部要約)

- 持続可能性に配慮した水産物の調達基準(以下「調達基準」という。)の4の(1) ~ (3)については以下のとおりとする。
- 調達基準 2 の①~④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する 漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な 方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
- ①: 当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。
- ・FAO の「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
- ・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局(国、地方政府)から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
- ・国際的な管理が行われている漁業にあっては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を 遵守している。
- ②: 当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。
- ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置(漁獲対象とする資源の保存及び管理に効果的な措置等)を実施しており、その内容が行政機関から認定を受け、公表されている。(IQ(漁獲割当)による管理が行われているものを含む。)
- ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。
- ③: 当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。
- ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置(漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等)を計画的に実施している。
- ・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。
- ④: 当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。
- ・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
- ・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。

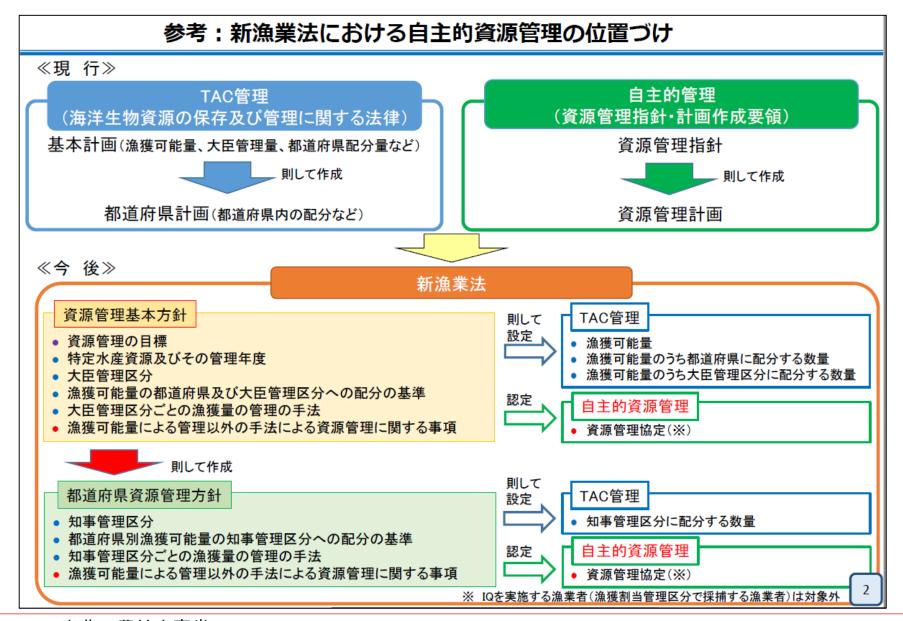
東京2020大会(一部要約)

- 持続可能性に配慮した水産物の調達基準(以下「調達基準」という。)の4の(1)~ (3)については以下のとおりとする。
- 調達基準 2 の①~④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
- ①: 当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。
- ・FAO の「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
- ・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局(国、地方政府)から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
- ・国際的な管理が行われている漁業にあっては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。
- ②: 当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。
 - ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置(漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等)を計画的に実施している。
- ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。
- ③: 当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。
- ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置(漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等)を計画的に実施している。
- ・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令 を遵守し適正に使用している。
- ④: 当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。
 - ・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
- ・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。

別紙

【参考】資源管理協定の概要





※出典:農林水産省 24

【参考】資源管理計画と資源管理協定の比較



(参考) 指針・計画と基本方針等に基づく協定との比較

資源管理指針

- 水産資源の保存及び管理に関する基本的考え方
- 水産資源等ごとの動向及び管理の方向
 - ・ 資源又は来遊の状況

資源調查実施魚種:資源量 未実施魚種:CPUE/漁獲量

- 管理の方向性
- 実施すべき自主的資源管理措置 漁業種類ごとに実施すべき内容(公的管理措置/その他自主的管理措置)
- 評価・検証及び高度化の手法
- 履行確認措置
- その他

資源管理計画

- ① 作成主体:関係漁業者(1人でも可)
- ② 取組期間:概ね5年程度、必要に応じ随時見直し(計画に記載)
- ③ 認定主体:国又は都道府県
- ④ 対象魚種:全て
- ⑤ 取組内容の記載事項
- 〇 対象海域、対象資源
- 資源管理目標及びそれを達成するための措置
- ▶資源状況又は漁獲状況及び管理目標
- ▶公的管理措置···漁業調整規則、漁業権行使規則、許可等
- ▶自主管理措置
- <認定要件>
- ・国・県の資源管理指針と適合
- ・ 不当に差別的でないこと
- 法令に違反しないこと
- 以下のいずれかの取組を含んでいること

A群1つ以上(操業日数、漁業者毎の漁獲量上限等)

B群1つ以上+B or C群1つ以上

(B群:総漁獲量の上限、漁具・区域制限等、C群:種苗法流、漁場整備)

- 管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等(必要に応じ計画に記載)
- 計画の参加、脱退、計画の変更及び廃止、参加者名簿、その他

資源管理基本方針/都道府県管理方針

- 資源管理に関する基本的な事項
- 資源管理の目標
- 特定水産資源・管理年度
- 特定水産資源の大臣・知事管理区分
- 大臣・知事管理区分への漁獲可能量の配分の基準
- 大臣・知事管理区分の漁獲量の管理の手法
- 漁獲可能量以外の管理の手法
- その他資源管理に関する重要事項

資源管理協定

- ① 作成主体:漁業者(複数人のみ)
- ② 有効期間:規定なし(協定に記載)
- ③ 認定主体:国又は都道府県
- ④ 対象水産資源:公的IQ管理下の水産資源以外の水産資源
- ⑤ 取組内容の記載事項
- 対象水域、水産資源の種類、漁業種類
- 水産資源の保存及び管理の方法
- >公的管理措置…漁業調整規則、漁業権行使規則、許可等
- ▶自主管理措置

<認定要件>

- ・ 資源管理基本方針/都道府県管理方針に照らして適当なもの
- ・ 不当に差別的でないこと
- 法令に違反しないこと
- ・以下の内容と認められるもの 特定水産資源:漁獲量の管理を行うために効果的なものであること 非特定水産資源:公的管理以外に水産資源の保存及び管理に効果的 と見止まられる措置が定められていること
- ・ その他農林水産省令で定める要件
- 協定に違反した場合の措置

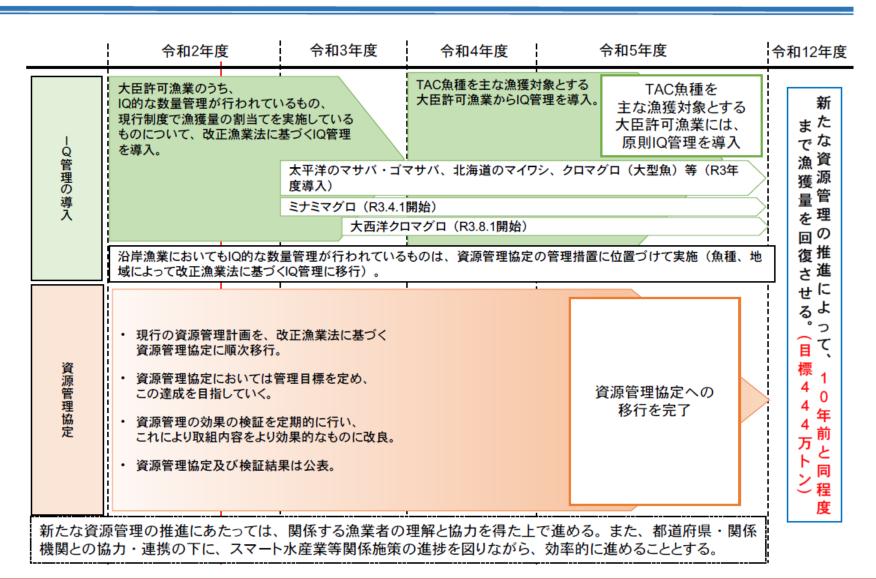
6

※出典:農林水産省

【参考】資源管理協定に関する今後のスケジュール



新たな資源管理の推進に向けたロードマップ(3/3)



※出典:農林水産省 新たな資源管理推進に向けたロードマップ(令和2年9月公表)

大阪・関西万博における水産物調達コード 推奨基準 (案)



赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む)	東京2020大会(一部要約)
内容	最低限の基準に加え、以下を満たすこと ● 絶滅危惧種*1については加工品を含め使用しないこととする ● MEL、MSC、ASC による認証を受けた水産物を100%調達することとする	_
備考	上記の取組を宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を自主的に公表する博覧会協会は、特筆すべき取り組みを行ったと認める事業者を会期中に表彰する	_

【参考】東京2020大会で認められた水産物に関する認証



●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容(例)	MEL (漁業・養殖)	MSC (漁業)	AEL (養殖)	ASC (養殖)
法令等に照らした適切な措置	FAO行動規範への準拠、必要な免許、許可の保有、法令に基 びく規制の遵守、国際的な資源管理措置の遵守	0	0	0	0
【天然水産物】 資源管理·生態系保全	資源管理の目標設定、計画的実施、混獲を減らすための取組	0	0	_	_
【養殖水産物】 環境保全·食品安全	漁場環境モニタリング、生産に関する記録保持、養殖漁場環境 改善の計画的実施、餌飼料の適正使用、医薬品の適正使用	0	-	0	0
労働安全	適切な服装、保護具の着用、保管、機械・器具等の安全な使 用・管理	△(国の法令遵 守を基本)	△(国の法令遵 守を基本)	0	0

●他、組織委員会により認められた主な認証等

名称	スキームオーナー	対象品目
GLOBALG.A.P.	GLOBALG.A.P	水産物(養殖魚類・甲殻類など)
BAP (Best Aquaculture Practices)	世界養殖連盟(Global Aquaculture Alliance、通称GAA)	水産物(養殖魚類・甲殻類)

【参考】東京2020大会で認められた水産物に関する主な認証等の取得状況



名称	認証数	備考
MEL	漁業認証 18、養殖認証 58、流通·加工(CoC)認証112	2022年6月時点
MSC	漁業認証 12、流通・加工認証 313	2022年4月時点
AEL	生産段階認証 29、流通・加工認証 21	2020年8月時点
ASC	養殖認証 14、流通・加工認証177	2022年8月時点

[※]各認証HP等より

名称	状況等
資源管理計画(天然)	全国で約2,100(令和4年3月末時点)
漁場改善計画(養殖)	全国で約380(平成31 年1 月時点) 魚類養殖業の総生産量に占める比率(カバー率)は、約9割

※農林水産省HP等より

大阪・関西万博におけるパーム油調達コード 最低限の基準 (案)

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO2025

赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む)	東京2020大会(一部要約)
名	・ 持続可能性に配慮したパーム油の調達基準	● 持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準
対	● 博覧会協会、ライセンシー、パビリオン運営主体者等が調達する物品・サービス等に使用される 揚げ油(飲食提供のための調理用)、石鹸・洗剤製品、加工食品の原材料として使用される パーム油。但し、催事等において短期的に調達するものや、必要量の供給確実性等で認証品 等の確保が困難な場合は除く	 ● 組織委員会が調達する物品・サービス等に使用される揚げ油(飲食提供のための調理用)、 石鹸・洗剤製品、加工食品の原材料として使用されるパーム油
遵守	● 揚げ油(飲食提供のための調理用)、石鹸・洗剤製品については、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを最大限調達すること。加工食品については、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達すること	● 上記加工食品等について、パーム油の含有量等を考慮しつつ、本調達基準を満たすパーム油を原料とするものを可能な限り優先的に調達すること
要任	地域が適切に保全されていること	 生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること 農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること
要件を		 ISPO、MSPO、RSPOによる認証を受けたパーム油(IP、SG、MBにより管理されたものが該当。流通の各段階で受け渡しが正しく行われるよう適切な流通管理が確保されているもの。) 上記認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法 上記認証と同等以上のものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証パーム油
留意!	 ● 博覧会協会は、ISPO、MSPO、RSPOを活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する ● 農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することを推奨 	 ● 組織委員会は、ISPO、MSPO、RSPOを活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する ● 農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用されるパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することを推奨
調達組織		● 1 年間。組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない

大阪・関西万博におけるパーム油調達コード 最低限の基準 (案)



赤字:主な相違点

	大阪・関西万博(案)(一部要約)	東京2020大会(一部要約)
別紙	 (調達基準 4 に関する確認方法) ◆ 持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準(以下「調達基準」という。)の 4 については以下のとおりとする。 ● 調達基準 2 の①~④について、第三者が以下の確認を実施する。 ①当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な	 ● 持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準(以下「調達基準」という。)の4 については以下のとおりとする。 ● 調達基準2の①~④について、第三者が以下の確認を実施する。 ①当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。 ②当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。 ③当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。 ④当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

31

大阪・関西万博におけるパーム油調達コード 推奨基準 (案)



	大阪・関西万博(案)(一部要約、補足含む)	東京2020大会(一部要約)
内容	● 最低限の基準に加え、RSPOのIP、SG、および、POIGを合わせて1%以上(重量比)調達することとする	
推進記	 上記の取組を宣言した事業者は、事業者がその内容・目標および調達状況を自主的に公表する 博覧会協会は、特筆すべき取り組みを行ったと認める事業者を会期中に表彰する 	

【参考】東京2020大会で認められたパーム油に関する主な認証



●主な認証の大阪・関西万博における基準項目の有無

項目	内容(例)	ISPO	MSPO	RSPO
農園管理	汚染物質・化学物管理、省エネ・脱炭素の推進、資源 循環・廃棄物管理	△ (環境アセスに準拠)	0	0
生態系保全	生物多様性の保全、泥炭地・原生林の開発	△ (環境アセスに準拠)	△ (国内法及び政府の許可があ れば開発可能)	0
人権保護	差別、ハラスメントの禁止、先住民の権利	△(国内法に準拠)	△ (国内法に準拠)	0
労働安全	児童・強制労働・長時間労働の禁止、職場の安全衛生	△ (国内法に準拠、または労働契約 の項目に含まれる可能性あり)	0	0

●他、組織委員会により認められた認証

スキーム名	スキームオーナー	対象品目
レインフォレスト・アライアンス認証(パーム)	レインフォレスト・アライアンス インク Rainforest Alliance Inc.	パーム油

【参考】東京2020大会で認められたパーム油に関する主な認証の国内流通状況 (*** EXPO2025

●主な認証における状況

名称	国内流通比率	備考	
ISPO	1%未満		
MSPO	1%未満	※業界ヒアリングによる なお、POIGに関しては、国内に流通していない模様	
RSPO 内)IP 内)SG	約2% 0% 0%		

今後の予定(案)



10/5 (本日) 第6回調達WG

・食品関連調達コード(案)ご議論

12月 2 日 第 7 回調達WG

・意見募集に向けた「持続可能性に配慮した調達コード第2版(案)」とりまとめ

12月中旬以降 意見募集

・博覧会協会HPにて公開

2023年1月頃 第8回調達WG

・意見募集結果を踏まえた「持続可能性に配慮した調達コード第2版(最終案)」とりまとめ

以降持続可能性有識者委員会

今年度内 持続可能性に配慮した調達コード第2版 公表